

芳賀町下水道事業公営企業会計システム更新業務 プロポーザル実施要領

1 目的

芳賀町下水道事業公営企業会計システム更新業務（以下、「本業務」という。）は、芳賀町下水道事業において、会計業務の効率化及び適切な経営を支援する公営企業会計システム（以下、「本システム」）を構築することを目的とする。

本業務では、次期システムを選定するにあたり、技術やシステムの機能だけでなく、企画提案書を基に実績や能力、安定的なシステム運用、公営企業会計制度に関する支援体制を総合的に評価し、最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

本要領は、「芳賀町下水道事業公営企業会計システム更新業務プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- ・業務名：芳賀町下水道事業公営企業会計システム更新業務
- ・業務内容：別紙「芳賀町下水道事業公営企業会計システム更新業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
- ・履行期間：契約締結時から令和8年3月31日（火）まで
- ・実施場所：栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020 芳賀町役場
- ・上限額：10,461,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※事業提案における見積上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額は、システム構築業務経費（システム導入・開発経費、データ移行経費（現行システムからのデータ移行）、LGWAN-ASP 初期導入経費、仮稼働時の運用保守業務経費）の総額とする。

※見積内訳明細書に記載するシステム本稼働後のシステム運用保守業務経費、公営企業会計システム利用料、LGWAN-ASP サービス利用料、保守サポート経費については、上限額に含まないが評価の対象とする。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

なお、参加資格の基準日はプロポーザル参加表明書の提出日とするが、参加資格の確

認の日から審査結果の決定の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 令和7年度芳賀町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 本事業実施要領の公表日から企画提案書提出までの期間に、芳賀町建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 芳賀町暴力団排除条例（平成24年6月13日条例第23号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、もしくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (8) 提案するシステムが、地方公共団体情報システム機構における総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」）を利用したクラウド型システム（以下、「LGWAN-ASP」）であること。また、参加申込の時点で当該システムが総合行政ネットワークにおけるLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されており、下水道事業体（上水道事業体を兼ねるものを含む）に公営企業会計システムでの導入実績があること。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出・提案に係るすべての費用は応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

イ 提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り複写する。

ウ 提出書類は、芳賀町情報公開条例（令和5年条例第4号）に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとする。なお、法人等に関する情報または事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第4号の規定により非公開となる場合がある。

公開・非公開の判断は、同条例に基づき町が客観的に判断する。

エ 本町は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出された書類を使用し

たり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者（提案者）は、一つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本町の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

6 選定スケジュール

期日等	内容
令和7年7月4日（金）	実施要領等の公告
令和7年7月11日（金）午後5時	質問書提出期限
令和7年7月16日（水）午後5時	質問書への回答
令和7年7月22日（火）午後3時	参加申込書類等提出期限
令和7年8月8日（金）午後3時	企画提案書等提出期限
令和7年8月22日（金）	プレゼンテーション審査
令和7年8月29日（金）	審査結果通知
～9月中旬	契約交渉期間及び契約

※ 選定作業の進捗により、スケジュールを変更する場合がある。

7 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は、以下の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出方法 「質問書（様式第1号）」により電子メールにて提出すること。

※ 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

別途、電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

(2) 提出期限 令和7年7月11日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出先 芳賀町役場都市計画課下水道係

Email: gesuidou@town.tochigi-haga.lg.jp

電話: 028-677-6021

(4) 回答方法 質問への回答は、令和7年7月16日(水)までに芳賀町のホームページに一括して掲載する。ただし、本業務への受託候補者の決定において公平性を保てないと判断される質問に対しては、回答せず公表しない場合がある。

8 参加申請

企画提案書を提出する前に、次により参加申請書及びその添付書類を持参又は郵送で提出すること。なお、郵送に係る事故に関して本町は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

応募者は、下記ア～オの提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付けてA4縦長ファイルに綴じたものを、正副1部ずつ提出するものとする。

ア 参加申請書(様式第2号)

イ 応募者概要書(様式第3号)

ウ 公営企業会計システム導入等実績書(様式第4号)

本要領「4 参加資格(8)」に該当しLGWAN-ASP方式による公営企業会計システムの導入、更新またはそれ以前に導入したシステムの運用を受託・履行した実績について記載すること。

(2) 受付期間 令和7年7月4日(金)から令和7年7月22日(火)まで

※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は令和7年7月22日(火)到着分まで

(3) 提出先 〒321-3392

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

芳賀町役場都市計画課下水道係

9 企画提案

企画提案書は、下記ア～オの書類を各々書類符号を記した表紙とインデックスを付けてA4縦長ファイルに綴じたものを、持参又は郵送で提出すること。提出部数は1部とするが、PDF形式等で保存した電子媒体(CD-R又はDVD-Rとする)1枚を併せて提出すること。なお、郵送等に係る事故に関して、本町は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第5号)

イ 企画提案書(A4版縦横自由、A3折込可)

・様式は自由とするが、具体的かつ簡素に記述すること。

- ・ I T用語等は説明を付するなど、専門的知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現とすること。
- ・ 記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、かつ提案費用内で契約するものであること。
- ・ 企画提案書には、別表【審査基準表】の内容については必ず記載することとし、必要に応じて別途参考資料等を用意すること。

ウ システム機能要件回答書（様式第 6 号）

エ 提案見積書（様式第 7 号）

オ 見積内訳明細書（様式第 8 号）

（2）提出期限 令和 7 年 8 月 8 日（金）

※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

※郵送の場合は令和 7 年 8 月 8 日（金）到着分まで

（3）提出先 〒321-3392

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020 番地

芳賀町役場都市計画課下水道係

（4）留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1 提案者につき 1 案とする。

10 審査方法

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については、後日通知する。

（1）審査方法

ア 審査日 令和 7 年 8 月 22 日（金）頃

イ 会場 芳賀町役場 2 階 大会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。

エ 審査員 副町長及び町職員で構成する「芳賀町下水道事業公営企業会計システム更新業務プロポーザル選考委員会」の選定委員 7 名

※プレゼンテーションには、上記選考委員のほかに、芳賀町都市計画課下水道係職員も同席することができ、かつ質問もできることとする。

オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行い合意を経て契約を締結する。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

「合計点」は、各審査員の合計点の平均とする（小数点以下切り捨て）。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評点が60点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和7年8月29日を目途に郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議申し立ては受け付けないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

- ・提案時間は40分以内とし、提案終了後に、質疑応答を10分程度行う。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、5人以内（説明者を含む）とする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント等の資料を、プロジェクターで投影することは可能とする。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター、スクリーン、HDMI、ケーブル及び電源は本町が用意する。パソコン、レーザーポインター、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本町は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

別表【審査基準表】

審査項目		着眼点	配点
1	業務の実績	他自治体の下水道事業において導入実績があるか。（上水道事業を兼ねるものを含む）	10
2	価格面	更新費用（イニシャルコスト）は他社と比較し低廉か。	10
		運用及び保守費用（ランニングコスト）は他社と比較し低廉か。	
3	スケジュール	効率的かつ実現可能な導入スケジュールになっているか。	10
		作業各工程における事業者と本町との役割分担及び作業内容が明確か。	
4	システムの機能や特徴	本町が要求する機能を満たすシステム内容となっているか。	30
		職員の画面入力における作業負荷の軽減が図れているか。	
		データ入力誤りを減らす対策が施され、業務効率化が図れているか。	
		公営企業会計に不慣れな者にも操作しやすいような工夫がなされているか。	
		電子決裁機能について、会計システムとの連携が容易にとれるようなものになっているか。	
5	サポート体制	保守対応及び障害発生時の対応は適切か。	20
		導入時の操作研修は適切に実施されるか。	
		法制度改正及びシステムのバージョンアップ時等において、費用面・運用面での影響はどのようなものがあるか。	
		操作マニュアルはシステムに不慣れな者でも容易に理解できるような内容か。	
6	セキュリティ	セキュリティ対策は十分か（データセンターを含む）。	10
7	その他	その他上記以外に特筆すべき提案はあるか。	10

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本町はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- （１）参加資格を満たさないことが判明した場合
- （２）提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- （３）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- （４）本実施要領に違反した場合
- （５）その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

1 2 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザルの参加表明をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「参加辞退届（様式第9号）」を本町に提出しなければならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業に係る書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消しをすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、芳賀町情報公開条例に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的として実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容に沿うものではない。

1 4 問い合わせ先

芳賀町役場都市計画課下水道係

住 所：〒321－3392

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

電 話：028－677－6021

F A X：028－677－6088

Email：gesuidou@town.tochigi-haga.lg.jp